

報告事項No.1 請願第 1 号

2013年4月/0日

川崎市教育委員会委員長 嶋 正人 様

「教育に憲法を生かす川崎市民の会」

共同代表

畑谷 嘉宏 (川崎北合同法律事務所)

多摩区登戸 3398-1、三井ビル5階 (044-931-5721)

江田 雅子

多摩区登戸 2258 ハウス 911NPO法人ぐらす・かわさき気付

(FAX044-922-4919)

2014年度の教科書採択に関し今までの採択手順での採択を求める請願書

1. 請願の趣旨

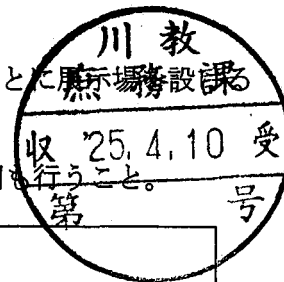
教科書は児童・生徒が学ぶべき主たる教材として位置づけられますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償化法」という）の制定までは、教える教師や学校が様々な教科書のなかから選定していました。しかし教科書の代金は保護者負担になっていたため、教育基本法（当時）の精神により1962年に無償化法が成立し教科書無償化が実現したのです。無償化法によれば、それまで教師や学校が選定していた教科書は、日常的に児童や生徒に接することのない教育委員会の判断に委ねられることになったのです。しかし無償化法の第三章「採択」の章において、「都道府県の任務」や「教科用選定審議会」の条文があり、採択に際して各教育委員会は、教科内容の研究や適切な採択が行われるように計画し実施しなければならない、と書かれています。

さて、この川崎市において今まで行われてきた「採択手順」は、この第三章の規定を川崎市の実情に即して定められたものであり、川崎市が長年にわたって培ってきたこの採択手順は、教科書を使う子どもたちにとっても、その教科書で教える教師自身にとっても、大変使いやすく教えやすい教科書が採択される手順として大切であると考えているところです。

是非、今回の教科書採択に関し、今までの採択手順を踏まえて行って頂きたいと請願するものです。

2. 請願事項

- ① 教科書を直接使って教える教師たちの意見が反映される現行の手順を遵守すること。
- ② 採択地区が全市一つになると、南北に長い川崎の地域特性が反映できない採択結果になるので、現行の4つの採択地区の変更を行わないこと。
- ③ 教科書展示場が、南部・中部に偏っているので、教師・市民が行きやすいよう各区ごとに展示場を設けること。
- ④ 前回の中学校教科書採択に際して行った傍聴者が全員傍聴できる施設での採択を今回も行いたい。



氏 名	住 所